

令和8年第3回水戸市議会定例会議案

(追 加)

水 戸 市

議 案

〔 令 和 8 年 9 月 30 日 〕
第 3 回 水 戸 市 議 会
定 例 会 追 加

市議会議案第105号	水戸市教育委員会委員任命の同意を得ることについて	1
〃 第106号	水戸市公平委員会委員選任の同意を得ることについて	3
〃 第107号	水戸市監査委員選任の同意を得ることについて	5
〃 第108号	人権擁護委員候補者の推薦について	7

水戸市教育委員会委員任命の同意を得ることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、次の者を水戸市教育委員会の委員に任命したいので同意を得たい。

内 田 和 子

令和8年9月30日提出

水戸市長 高 橋 靖

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

（任命）

第4条第2項 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

水戸市公平委員会委員選任の同意を得ることについて

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、次の者を水戸市公平委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

田 中 美 和

令和8年9月30日提出

水戸市長 高 橋 靖

（参考）

地方公務員法抜粋

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2第2項 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

水戸市監査委員選任の同意を得ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、次の者を水戸市監査委員に選任したいので同意を得たい。

小 蘭 井 健

令和8年9月30日提出

水戸市長 高 橋 靖

（参考）

地方自治法抜粋

第196条第1項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を本市の区域の人権擁護委員の候補者として推薦したいので同意を得たい。

飯 村 稔

令和8年9月30日提出

水戸市長 高 橋 靖

（参考）

人権擁護委員法抜粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。